

広陵町自治基本条例（仮称） 大項目「総則」・「条例」の意見

全体意見

- ・分かりやすい言葉で。子どもも読めるような文章で（児童へ副読本の発刊？）。子どもたちに意識付けすることで、子どもも市民の一部だと感じるようになる。
- ・行政側も町民側もこの条例の内容を義務（責務）として認識してほしい。行政側は毎年自治基本条例の研修を行うものとする。
- ・人任せにしない。
- ・漢字（行政用語）はもちろんのこと、英語、外来語も脚注を入れてほしい。

大項目：総則

■目的

審議会意見	<ul style="list-style-type: none">・自治の確立と豊かな地域社会を創造することを目的とします。は必要だが、「豊かさ」は時代によって価値観が違う。だから「豊かな」より「時代に沿った」としたい。・福祉の向上、生活の質の向上をはかる。・ここではカラーを出す必要はないのでは。シンプルに。・自助と共助を明確に。・「少子高齢化」や「温暖化」などは今の話。今後どうなるか分からず、そういう言葉を入れると条例自体が陳腐化する。時代で変化しない言葉を。
-------	--

■定義

審議会意見	<ul style="list-style-type: none">・「町」は議会、行政など全てを指す。「執行機関」は町長部局や教育委員会、農業委員会などを指す。「町長」は町長部局のみを指す（法律で規定）。・町民は、在住・在勤・在学のほかふるさと納税寄付者、NPO団体やボランティアなども含む。・区や自治会の「基礎的コミュニティ」や小学校区単位の「地域自治協議会」については、「協働・参画ブロック」が担っているので、情報共有したい。
-------	--

■基本理念

審議会意見	<ul style="list-style-type: none">・次世代に引き継ぐ、持続可能な、他圏域との交流・連携・市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくり・だんじり、祭り、讃岐神社などをアピールするため、伝統行事を大切にする。先人が築き、継承してきた歴史、文化及び自然環境・防災に関する記載（安全・安心のまちづくり）・情報共有できていない課題があることについては、情報公開や住民自治の定義に関係があり、「協働・参画ブロック」が担っているので、情報共有したい。
-------	---

■基本原則

審議会意見	<ul style="list-style-type: none">・情報共有の原則（情報公開は情報共有に包含）・参加と参画については「参画」、協力と協働については「協働」・縦割り行政の解消（行政経営の「町政運営の原則」で言及）・人権の尊重（基本理念か？）・他自治体の条文例を組み合わせで作成
-------	--

大項目：条例

■位置づけ、体系化

審議会意見	<ul style="list-style-type: none">・憲法は最高法規。それに基づいてこの条例は最高規範性を明示する必要性がある。・大和郡山市のように「他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の運用にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。」は必要と思う。
-------	---

■見直し、運用・第三者機関

審議会意見	<ul style="list-style-type: none">・八尾市のように定期的な見直しの規定を入れる。・町民全体（パブリックコメント）のほか、審議会による第三者機関を設置し、意見を聴取する必要がある。・点検、評価の文言を入れる。
-------	--